「振り込め詐欺被害者救済法」に関する お問い合わせ窓口について

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害者回復分配金の支払い等に関する法律(振り込め詐欺救済法)」が施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座を凍結して残っている犯罪 被害資金を、被害者の方に返還するルールを定めたものです。

当金庫では、法律の定める手続きにより被害に遭われた場合の資金の返還対応に 努めてまいります。振込先が当金庫の方は、下記の連絡受付窓口までご相談ください。 なお、振込先の預金口座が当金庫の預金口座でない場合は、振込先の金融機関に ご相談ください。

お問合せ先神戸信用金庫業務部

078-321-7721

受付時間 月曜日~金曜日(休業日を除きます)

9:00~16:00

振り込め詐欺の振り込み先になった預金口座を預金保険機構のホームページ で公告します。

*預金保険機構のホームページ URL:http://www.furikomesagi.dic.go.jp/